

# 大会における著作権等について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

## 【肖像権について】

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複製して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

## ドリルアンサンブル、ステージドリル、ステージパフォーマンス部門

### 【音楽著作権使用許諾申請について】

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要であるかを確認します。

- (1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**  
⇒購入を証明するもの（領収証等）のコピーを添付し提出すること。  
※日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もありますのでご注意ください。
- (2) 市販の楽譜をアレンジして利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**  
⇒出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。  
⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。  
※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、使用許諾が必要です。
- (3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**  
⇒原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）  
なお、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長（戦時加算）して保護する必要がある楽曲が多く存在します。
  - ① 2021年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家  
バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など  
コープランド…「アパラチアの春」など  
ストラビンスキー…「火の鳥」など
  - ②他にも編曲許諾が取れない可能性があります。  
編曲使用許諾申請は、JASRAC等で公開している楽曲データベースを参照した上で、著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。  
⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。  
※著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。
- (4) 自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

**※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了していること。**

### 【楽譜の複製・コピーについて】

市販の楽譜をコピーして使用する場合は、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会 (JMBA)                   03-6910-0182  
E-mail : [jmba@japan-mba.org](mailto:jmba@japan-mba.org)  
一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) 出版課           03-3481-2170  
<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会 (CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

## カラーガード、バトントワーリング、ポンポン・ペップアーツ部門

### 【音楽著作権使用許諾申請について】

市販のCD等の音源をCD-R等に録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。（[http://www.riaj.or.jp/all\\_info/rec\\_license/](http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)）

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

（2021年5月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイト（[https://www.riaj.or.jp/f/pdf/leg/rec\\_license/180427\\_list.pdf](https://www.riaj.or.jp/f/pdf/leg/rec_license/180427_list.pdf)）で確認してください。）

日本コロムビア(株)  
(株)JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント  
キングレコード(株)  
(株)テイチクエンタテインメント  
ユニバーサル ミュージック合同会社  
日本クラウン(株)  
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ  
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント  
(株)ポニーキャニオン  
(株)ワーナーミュージック・ジャパン  
(株)バップ  
(株)ビーイング  
エイベックス・エンタテインメント(株)  
(株)フォーライフ ミュージックエンタテインメント  
(株)ヤマハミュージックコミュニケーションズ

(株) ドリーミュージック  
(株) よしもとミュージックエンタテインメント  
(株) バンダイナムコアーツ  
NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社  
(株) プライエイド・レコーズ  
(株) エル・ディー・アンド・ケイ  
(株) コナミデジタルエンタテインメント  
(株) ジェイ・ストーム  
(株) ハッツアンリミテッド  
ナクソス・ジャパン(株)  
(株) A-Sketch  
(株) スペースシャワーネットワーク  
ワーナー ブラザース ジャパン合同会社  
(株) ランプリング・レコーズ  
(株) SDR  
(株) ギャンビット  
(株) クロア  
(株) トイズファクトリー  
(株) フライングドッグ  
有限会社リスペクトレコード

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。
  - ※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出してください。
  - ※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出してください。
  - ※大会で使用した演技曲について万が一版元等とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おきください。
  
3. レコード会社の許諾が下りた CD 等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生致します。JASRAC への申請は主催協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おきください。(録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約 1 か月後に協会より団体宛に郵送致します。)

以上の内容についてのお問い合わせは、  
一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) 03-3481-2121, <http://www.jasrac.or.jp>  
一般社団法人日本レコード協会 [http://www.riaj.or.jp/all\\_info/rec\\_license/](http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)  
にお問い合わせください。